

投資情報

中国の多国籍企業に対する、相殺決済を含む外貨管理の 大幅な規制緩和規定が施行

～匯発[2014]23号の施行～

2014年に入り、多国籍企業のキャッシュ・マネジメントに関する外貨管理規制の大幅な緩和が進展しています。まず、2013年9月に正式に稼働した中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と省略)では、人民元建て取引において中国国内及び海外のグループ企業間でのプーリングが認められ、更に集中決済が資本関係を有しない企業にまで認められました。また外貨建ての取引においても中国国内、海外のグループ企業に対して、プーリングや集中決済が認められ、貿易取引や、コンサルティング・フィーなどのサービス貿易取引では、従来容認されなかった海外企業との相殺決済までもが可能となるなど、画期的な規制緩和が含まれています¹。

今般、外貨建ての取引に関して、2014年4月18日付け公布の国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」(匯発[2014]23号、以下“23号規定”と表記)が同年6月1日より施行されます。23号規定は自貿区の外貨管理政策をほぼ踏襲した内容であり、自貿区以外の地域においても中国国内外のグループ企業間での資金集中、相殺決済が認められた画期的な規制緩和となっています。その一方で、自貿区での外貨建て規制緩和との主要な相違点として、現地法人企業が外債を集中させる場合に同社が有する外債の一部のみを集中することが可能な点、相殺決済が可能な企業グループの要件が明確化された点、必ずしも国際メイン口座(詳細後述)を開設する必要がない点、当局宛の届出が簡便化された点等が挙げられます。これまでも、自貿区以外で北京市や上海市では極めて限られた多国籍企業に対して、外貨集中決済に係る同様の規制緩和が認められていました²が、その他の企業が当該取引のパイロット資格を取得することは実質的に認められませんでした。このため、23号規定により中国全土で大幅な規制緩和が図られことは意義があります。但し、23号規定でも“中国国内グループ企業の前年度外貨収入と支出の合算が1億ドル超”に達する必要がある、当該要件を満たす企業グループが依然として限定される点には留意が必要です。

しかし、要件を満たす企業では、中国全土においてグローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・

¹ 人民元建て取引は「自貿区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通知」(銀総部発[2014]22号)、外貨建て取引は「自貿区建設を支持する外貨管理実施細則の公布に関する通知」(上海匯発[2014]26号)に基づき、規制緩和されている。

² 「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」(滬府弁発[2012]51号)、「北京 CBD 地区における多国籍企業地域本部の外貨集中運営管の改革試点の進展に係る指示」(京匯[2012]106号)等を根拠としている。

マネージメントの可能性が広がります。また従来の地方通達や自貿区規定に比べて、キャッシュ・マネージメントに係る事務負担も従来よりも軽減されていますので、当該規制緩和の利用は検討の価値があると考えられます。

23号規定の詳細は以下の通りです。

1. 23号規定の概要

(1) 外貨建てキャッシュ・マネージメント取引に参加可能な、“多国籍グループ企業”とは

23号規定では外貨建てキャッシュ・マネージメント取引に参加可能な“多国籍グループ企業”を以下に定義しています。

企業種別	定義
多国籍企業 (中国語: 跨国公司)	資本連結を紐帯として、親会社、子会社及びその他のメンバー企業或いは機構が共同して構成する企業法人連合体(但し、財務公司以外の金融機関を含まない)
メンバー企業 (中国語: 成員公司)	多国籍企業内部で相互に直接的或いは間接的に持分を所有する、独立した法人格を有するグループ会社であり、国内国外の法人を指す
幹事企業 (中国語: 主弁企業)	主体業務の申請、届出、実施、データ報告、状況フィードバック等の職責を履行する多国籍企業、或いは多国籍企業の授權を取得し、且つ独立した法人格を有する1社の国内企業を指す

上記の通り、直接的、間接的に持分を有する国内外の企業グループにおけるグローバル・キャッシュ・マネージメントを幹事企業が行うとの建付けになっています。

更に、23号規定では、当該キャッシュ・マネージメントを可能とする前提として、外貨集中管理に参加する国内メンバー企業の前年度の外貨受領・支払規模が合算で1億米ドル超に達するように要求しています。更に“多国籍企業”には直近3年以内に重大な外貨規定の違反行為がないことが求められます。

また、対象企業は外貨管理上のA類企業に該当することが求められます。もし幹事企業がB、C類に降格した場合には違反状況の軽重により、外貨管理局が幹事企業を変更するための申請資料提出の通知、或いは幹事企業の業務資格の取消を行います。またその他のメンバー企業の企業分類がB、C類に降格された場合、幹事企業は当該企業をキャッシュ・マネージメント取引から外し、外貨管理局にメンバー変更を提出する必要があります。すなわち、当該取引に参加する中国国内の全企業は外貨管理上の企業分類においてA類に属することが原則的に求められます。

(2) 多国籍企業に対して認められるグループ企業間取引

23号企業では多国籍企業グループに対して、グローバル規模での外貨建てキャッシュ・マネージメント取引を認めており、以下の経常取引(貿易取引、サービス貿易取引)、資本取引が認められています。

取引内容		取引詳細
経常取引	集中決済	幹事企業が国内外貨メイン口座を通じて国内メンバー企業を代理して、経常項目の外貨受領・支払を集中的に実施することを指す
	相殺決済	幹事企業が国内外貨メイン口座を通じて国内メンバー企業の経常項目に係る外貨受領予定・支払予定資金を集中的に計算し、一定期間中の外貨受領・支払取引を合算して1件の外貨取引とするオペレーション方式を指す
資本取引	外債登記枠の集中	海外からの資金調達可能枠の集中を希望する企業内において、外債の未使用枠を融通することが可能
	海外貸付の限度額の集中	国内グループ企業の外貨集中資金を使用し海外メンバー企業に貸付することが可能

(3) グループ企業間キャッシュ・マネージメント実施のための開設口座

グループ企業間のキャッシュ・マネージメントの実務対応には、以下の①国際外貨メイン口座、②国内外貨メイン口座、③人民元待受口座の開設が必要となります。

① 国際外貨メイン口座:

「国際外貨メイン口座」とは、海外との自由な資金往来が認められる口座です。海外からの調達資金を国内メンバー企業に融通する際や、国内メンバー企業の集中資金を海外メンバー企業と融通する際の経由口座であり、中国側のキャッシュ・マネージメントにおける資本取引口座的な性質を有しています。

「国際外貨メイン口座」では、海外からの調達資金に対しては外債登記を必要とするものの、“外債規模コントロールには組み入れない”としている為、同口座における海外からの資金調達可能金額には実質的な制限がありません。但し、「国内外貨メイン口座」以外への振替が認められず、且つ、当該口座への振替限度額は、以下の通り、外債登記枠を集中する企業の外債調達可能合計額までとなっています。すなわち、海外からの資金調達可能枠を集中させることを希望するメンバー企業内において、外債の未使用枠を融通することが可能となります。

国際外貨メイン口座から国内外貨メイン口座への振替限度額

(多国籍企業における外債借入の集中可能限度額):

集中に参加する国内メンバー企業の外債限度額

- 集中に参加する国内メンバー企業の既に登記済である中長期外債の契約額
- 集中に参加する国内メンバー企業の既に登記済である短期外債の未返済残高
- **外債の一部を集中させる国内メンバー企業が留保している外債限度額**

今般、上記(青字・下線部)箇所が23号規定により追加されたことにより、同一企業内での外債の一部集中が可能である旨が明確化されました³。

また、国内グループ企業の外貨集中資金を使用し海外メンバー企業に貸付する際にも、以下の限度額内において、国内外貨メイン口座から国際外貨メイン口座への振替後、貸付を実行します。この際、国内メンバー企業の所有者持分合計の50%までを限度として、海外グループ企業に対する貸付が可能となります。

国内外貨メイン口座から国際外貨メイン口座への振替限度額:

原則、国内メンバー企業の所有者持分合計の50%まで

② 国内外貨メイン口座:

国内外貨メイン口座とは、経常項目外貨資金の集中受領・支払及び相殺決済が認められおり、中国側のキャッシュ・マネジメントにおける経常取引口座的な性質を有しています。更に、上述の国際外貨メイン口座を通じた外債や海外貸付の資金集中管理を行う際にも、国内外貨メイン口座と国際外貨メイン口座を通じて資金の振替を実施するなど、23号通知において最も重要な口座といえます。

幹事企業が外貨資金の集中受領・支払及び相殺決済の事務処理を実施します。幹事企業は、国内メンバー企業の真実で合法的な輸入外貨支払の需要に基づき、事前に外貨を購入し、国内外貨メイン口座への預入が認められています。

一方、外貨の組戻し⁴期日と、元を受領・支払いの期日との間隔が180日超、或いは特殊な状況により規定に基づいたルートでの外貨の組戻しができない場合、幹事企業は貿易外貨業務登記手続き及び、書面申請や各種契約書等を提出する必要があります。

また、原則として外貨の相殺決済は毎月1回以上の実施が求められていますが、相殺実績が無い場合でも相殺決済件数をゼロとしたデータ申告が必要となっています。また、相殺実務を行う幹事企業が財

³ 一方、自貿区規定では“外債集中を希望しない企業は、従来通り、各社の外債登記枠を利用すると共に、当該外債利用枠はメンバー企業の外債の集中残高にはカウントしない”との曖昧な定義に止まっていたため、同一企業内での外債の一部集中が可能か否かが明確ではなかった。

⁴ 組戻し(くみもどし)とは、送金や振込の完了後に、依頼人の都合により、当該依頼を撤回する際の手続きを指す。

務公司ではない場合、相殺決済時に「貿易外貨受領・支払い企業リスト」の登記手続きが要求されています。

更に、幹事企業が行う主要な届出・報告は以下の通りであり、相応の事務負担が生じます。但し、自貿区規定と比較して各種月報表の提出が求められないなど、一部、事務負担は軽減されました。

- 外貨資金の集中受領・支払及び相殺決済を実施するには、以下 2 種類の国際収支統計申告が必要
 - ✓ 集中外貨受領・支払或いは相殺差額決済時の幹事企業の実際の外貨受領・支払データ
 - ✓ 集中外貨受領・支払或いは相殺差額決済前へと逐次現状回復させた各メンバー企業の元の受領・支払データ(所謂“原状回復データ”)

相殺決済日或いは会計決済日の当日に銀行に対して、原状回復データの基礎情報及び申告情報を提出しなければならない

23号規定において、特筆すべきは、国際外貨メイン口座を開設せず、国内外からの資金を国内外貨メイン口座に集中させることが可能となった点にあります。また、海外との資本取引では国際メイン口座の外債集中枠や海外貸付限度額がそのまま準用されることとなります。

③ 人民元待受口座：

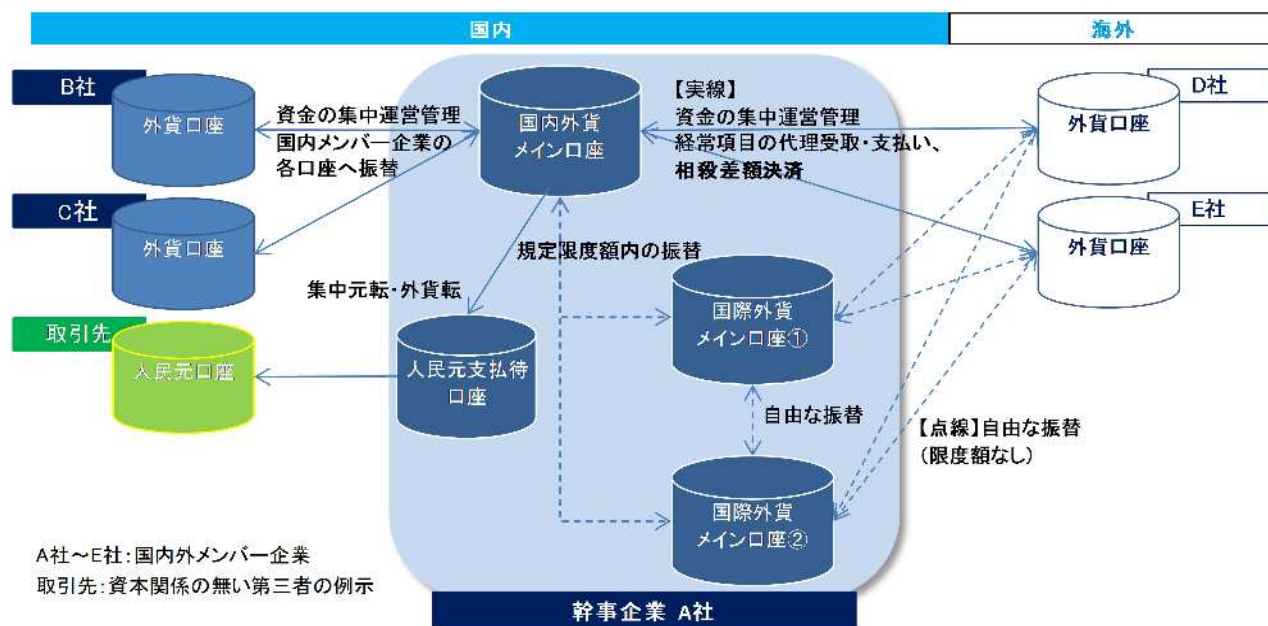
幹事企業は、「国内外貨メイン口座」から人民元転した資金を「人民元待受口座」に入金します。各企業の人民元支払の為に「人民元待受口座」から出金する際には、当該企業の経営範囲内での使用が要求されており、以下の資金用途での直接的或いは間接的な使用は認められません。

- 企業経営範囲及び外債資金の指定用途範囲以外等への支払
- 証券とデリバティブ商品への投資
- 人民元建て委託貸付(経営範囲で認める場合を除く)、企業間貸借の返済、第三者に転貸した銀行人民元建て委託貸付の返済
- 外商投資不動産企業を除く、非自社用不動産の購入関連費用の支払

(4) 23号規定により認められるグローバル規模でのグループ企業間キャッシュ・マネージメント例

23号規定により認められる取引を活用すれば、以下のキャッシュ・マネージメント取引が可能となります。

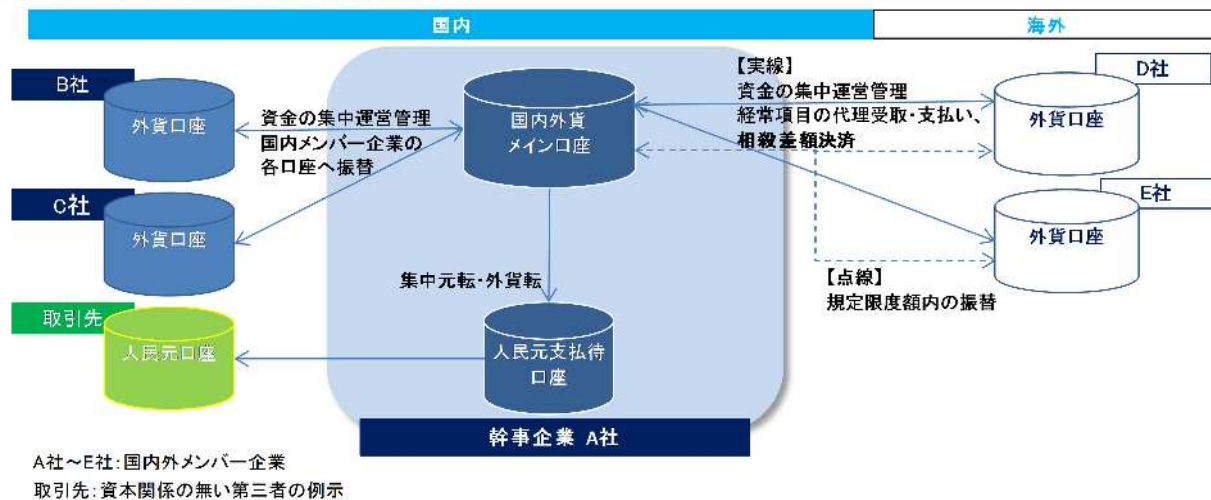
【国際外貨メイン口座を開設する場合】



すなわち、国内外貨メイン口座では外貨プーリングなどの資金集中管理の実施に加え、貿易決済やサービス貿易(ロイヤリティーやコンサルフィー等)の決済、更に相殺決済などの経常取引が実施可能です。一方、国際外貨メイン口座では海外との自由な資金決済が認められる一方で、国内外貨メイン口座との振替には、振替限度額が設定されています。すなわち、海外調達資金である外債資金を国内メイン口座へ振替するのであれば、外債集中した企業の外債登記の未使用枠の合計額までが上限となります。また、グループ企業の集中資金を海外企業へ貸付する際には、国内外貨メイン口座から国際外貨メイン口座への振替上限はグループ持分の50%までに限定されます。

また特筆すべきは、以下の通り、国内外貨メイン口座のみを開設し、国際外貨メイン口座の機能を国内外貨メイン口座へ集約させることが可能となった点にあります。但しこの場合でも、外債資金の受領や海外貸付などの資本項目取引に対しては上記の外債登記残高や持分合計の上限以内で取引を行う必要があります。

【国際外貨メイン口座を開設しない場合】



2. まとめ

23号規定により、自貿区外でもグローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの実現が可能な旨、規定されています。但し、取引の前提には外貨集中管理に参加する国内メンバー企業の前年度の外貨受領・支払規模が合算で1億米ドル超に達することを要求している点に留意する必要があります。また幹事企業に対しては、従来よりも多少の軽減が見られるとは言え、相応の事務負担が生じます。

このような留意点があるものの、要件を満たす企業では、中国全土において、グローバル規模での効率的なグループ企業間キャッシュ・マネージメントの可能性が広がりますので、今後、検討の余地があると考えられます。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited